

家畜衛生情報

(H17.10)

高病原性鳥インフルエザ弱毒タイプの防疫対応について 「農場監視プログラム」が導入されました。

10例目の埼玉(裏面参照)までは全て殺処分に対応されていましたが、**ウイルスが分離されず、ウインドレス鶏舎であり、適切な飼養管理が実施されることにより、ウイルスが容易に拡散しない場合(ウイルス検査陰性鶏舎)**は殺処分にならず、以下の農場監視プログラムが適応されるようになりました。

【農場監視プログラム】

移動制限: 発生確認時点で飼養されている農場内すべての飼養家さんが処理されるまで飼養家さん等の移動を制限。

検査: ウイルス陰性確認の2週間後から2週間間隔でウイルス分離検査(30羽/1鶏舎)。本検査で陽性が確認された場合、当該陽性鶏舎の飼養家さんは殺処分。

家さんの卵の取り扱い: 病原体の拡散防止措置が確認されたGPセンター等へ直接搬入できる。

家さんの最終的な取り扱い: 本プログラム適用から3ヶ月間陽性が確認されない場合、処理を目的に移動できる。ただし、早期の処理が望ましい。

家さんの再導入: ウイルス検査陰性鶏舎への再導入は、経営再開検査後。ウイルス分離鶏舎への再導入は本プログラム適用から3ヶ月後であって、モニター家さん導入による清浄性確認後。

鳥インフルエンザワクチンは接種しないでください！！

ワクチン接種による抗体は、野外感染による抗体と区別がつかず、鳥インフルエンザウイルス感染群とみなされ殺処分等の対象となることがあります。今回の茨城、埼玉県での発生ではワクチンの使用等何らかの人為的な感染経路が疑われています。

全国一斉サーベランス終了。岐阜県下は全て陰性でした！

	血清抗体検出 (寒天ゲル内沈降反応) 検査結果判明戸数	検査結果	
		陽性戸数	陰性戸数
全国	2,409戸	23戸	2,386戸
県内	124戸	0戸	124戸

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人へ感染することは世界的にも報告されていません。

飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 FAX 32-9019 E-mail: c24508@pref.gifu.lg.jp

異常など確認された場合には、至急ご連絡ください。

茨城県および埼玉県下における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

例	市町村	鶏舎形態	ウイルス確認	対応状況	殺処分対象羽数 【監視対象羽数】	例	市町村	鶏舎形態	ウイルス確認	対応状況	殺処分対象羽数 【監視対象羽数】
1	水海道	開放	+	殺処分	24,624	17	小川	開放	-	殺処分	約30,000
2	水海道	開放	+	殺処分	23,557	18	小川	開放	-	殺処分	約15,000
3	水海道	開放	-	殺処分	16,011	19	小川	開放	-	殺処分	約25,000
4	水海道	開放	+	殺処分	24,126	20	小川	開放	-	殺処分	約49,000
5	水海道	W	-	殺処分	39,991	21	小川	開放	-	殺処分	約350,000
6	水海道	開放	-	殺処分	20,290	22	小川	W	-	監視	【約240,000】
7	坂東	開放	+	殺処分	8,486	23	小川	開放	-	殺処分	約80,000
8	水海道	開放	+	殺処分	35,082	24	小川	開放	-	殺処分	約30,000
9	茨城	開放	+	殺処分	114,152	25	小川	開放	-	殺処分	約30,000
10	埼玉	開放	+	殺処分	約98,300	26	小川	W	-	監視	【約100,000】
11	石岡	W	+	殺処分	100,450	27	小川	開放	-	殺処分	約29,000
		W	-	監視	【約1,000,000】	28	行方	開放	-	殺処分	約40,000
12	水戸	開放	-	殺処分	約162,000	29	行方	開放	-	殺処分	約50,000
13	美野里	W	-	監視	【約800,000】	30	小川	W	-	監視	【約180,000】
14	小川	W	-	監視	【約300,000】	31	八郷	開放	-	殺処分	約30,000
15	小川	開放	-	殺処分	約90,000						
16	小川	開放	-	殺処分	約35,000						

